

ペットはあなたの家族です



犬や猫などの小動物は、人間のパートナーとして、わたしたちの生活に潤いをもたらしてくれます。

しかし、その一方で、騒音や悪臭などペットをめぐるトラブルも絶えません。

安易に動物を捨てたり、虐待したりする事件も増えています。

飼い主には、命ある動物の一生の面倒を見るという、強い自覚と責任感が求められています。

動物を虐待・遺棄すると罰則を受けます

「世話ができない」「かわいらしくなくなつた」と、安易に動物を捨てる身勝手な飼い主も見受けられます。犬や猫に限らず、捨てられたワニ

が、公園で発見された例などもあります。区内でも今年八月、里塚の民家の庭に体長約一匹のイグアナが現れ、新聞などで報道されました。

また、ここ数年は動物の殺傷などの虐待事件も増えつつあり、社会問題として注目されています。

二年に新たに施行された「動物の愛護及び管理に関する法律」では、動物の殺傷などの虐待、遺棄などに対する罰則が強化されました。

みだりに愛護動物（犬や猫のほか人間が飼っているほ乳類、鳥類、は虫類）を殺傷すると「一年以下の懲役または百万円以下の罰金」が、また、虐待・遺棄すると「三十万円以下の罰金」が課せられることもあります。

また、ここ数年は動物の殺傷などの虐待事件も増えつつあり、社会問題として注目されています。

飼い主に求められる飼育の配慮と心構え

法律では、動物愛護とペット

飼育に伴うさまざまな手間やトラブル、経済的な負担や住環境も見据えた上で、新しい家族「ペット」を迎え入れるようにしましょう。

トの飼育方法などについても幅広く規定しています。飼い主は動物の健康を守り、周囲に迷惑をかけないしつけと配慮を欠かさないこと。さらに、動物による感染症について正しい知識をもち、迷子札や標識によって動物の所有者を明らかにするよう努めなければなりません。

動物を飼うということは、大切な命を預かるということです。

ペットの「しつけ」は

飼い主の責務です

ペットに関する苦情やトラブルが後を絶ちません。

本市の動物管理センターによると、昨年度、同センターに寄せられた犬や猫に関する苦情、相談は、千九百件以上にもなります。この中には、飼い主の知識不足や無責任な

飼育が原因のケースも、多く含まれています。

動物のえさの世話や健康管理はもちろんのこと、犬の係留、無駄ばえに對するしつけ、猫のトイレのしつけ、ふんや尿、抜け毛の始末、繁殖を希望しない場合の、不妊・去勢の処置なども、飼い主の務めです。愛情だけではなく、動物の習性を理解し、きつちりとしつけることが大切です。

犬の飼い主の皆さんへ

- ❶ 畜犬登録と狂犬病予防注射を忘れずに。
生後91日以上すべての犬は、畜犬登録と狂犬病予防注射を受けなければなりません。鑑札と注射済票は首輪に付けましょう。
- ❷ 放し飼いはやめましょう。
市では放し飼いを禁止しています。散歩は、引き綱を付けて十分制御できる人が行ってください。
- ❸ ふんや尿で道路・公園・他人の所有地などを汚さないようにしましょう。
ふんは持ち帰りましょう。また、散歩の前に排せつするよう、しつけましょう。
- ❹ 飼育場所を清潔に保ちましょう。
悪臭やハエなどが発生しないようにしましょう。
- ❺ 犬にかまれたら。
飼い主も、かまれた人もすぐに動物管理センターに届けて、指示を受けてください。
- ❻ 迷子になったら。
警察と動物管理センターに連絡してください。

猫の飼い主の皆さんへ

- ❶ 飼い主として心得ておきたいこと。
猫の本能や習性を理解し、公園の芝生や砂場、他人の庭などを荒らしたり、ふんや尿で汚したりしないよう責任ある飼育に努めましょう。
- ❷ 室内飼育に努めましょう。
猫の健康と安全のために、室内で飼育しましょう。
- ❸ 繁殖を望まない場合は不妊手術を。
お近くの動物病院にご相談ください。
- ❹ 迷子になったら。
警察と動物管理センターに連絡してください。また、迷子防止のため名札を付けましょう。

犬や猫を捨てるのは止めましょう。どうしても飼えなくなった場合や、犬や猫に関する相談・問い合わせは、動物管理センター（☎ 736-6134）まで。